

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画主体 | 大月市 |

大月市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

大月市役所 産業建設部 産業観光課
農林業担当

〒401-0015

山梨県大月市大月町花咲1908-19

TEL : 0554-20-1833

FAX : 0554-20-1533

MAIL : sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 山梨県大月市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-----------------|--|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 いも類 | 57千円、25a 把握している被害の他、市内農地を中心に被害がある。（自家消費農家の農作物被害） |
| ニホンジカ | 学校林等の樹木 野草など | 80千円、27a 新芽の食害、樹皮被害 把握している被害の他、市内山林を中心に被害が推測される。 |
| ニホンザル | 野菜類 生活環境被害 | 市内農地や近隣住宅地を中心に自家消費農家の農作物被害、生活環境被害がある。 |
| アライグマ | 生活環境被害 | アライグマによるものと思われる生活環境被害及び農作物被害がある。 |

(2) 被害の傾向

○イノシシ

本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも目撃情報が増加しており、敷地内にて掘り返し・ぬたうちなど生活環境への被害の助長が懸念される。

○ニホンジカ

本市でのニホンジカによる被害は、住宅地から離れた林間部において発生している。学校林やレクリエーションなどで植樹した樹木の新芽や木の皮が食害を受けるなど被害があり、近年増加傾向にある。また、山村地域では通年を通して人家周辺など生活圏内においても目撃されており、生活環境被害（衝突事故等）も増している。

○ニホンザル

本市でのニホンザルによる被害は、山間部を中心に発生していたが、近年ほぼ市内全域に広がっている傾向がある。期間としては、ほぼ通年で目撃され、餌となる農作物がある農地だけでなく、周辺の家屋付近での被害・目撃情報が増加している。

○アライグマ

本市において、アライグマと思われる被害や目撃情報が発生している。被害の状況としては、農作物が荒らされたりする。被害発生場所は、川辺に近い農地周辺が多い。現状散発的な事象であるが、今後被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

| 指 標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|-------|--|-------------------------------|
| イノシシ | 137千円、52a この他数値外で自家消費農家の 農作物被害多数 | 令和3年度比10%減を 目指す（123千円、46a） |
| ニホンジカ | | |
| ニホンザル | | |
| アライグマ | | 完全防除とする。 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>○有害鳥獣の捕獲許可 農作物等に被害が多発した場合は、有害鳥獣捕獲を実施隊に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行う。</p> <p>○特定鳥獣適正管理事業 山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣適正管理事業による個体数調整を行う。</p> <p>○わなの購入・設置 本市においてわなを購入し、有害鳥獣捕獲期間中等に有資格者が出向き適切な運用のもと、アライグマの捕獲を実施している。</p> | <p>実施隊の会員の高齢化や新規の若年層が極端に少ないことで有害鳥獣捕獲等従事者の減少や行動範囲の減少が懸念される。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>○個人への防除ネット購入費補助 一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助を行う。</p> <p>○中山間地域総合整備事業等による鳥獣害防止施設（防除柵）の設置</p> <p>○県単土地改良事業（鳥獣害防除事業）による鳥獣害防止施設（防除柵）の設置</p> | <p>財政事情が厳しいため一定の条件を満たさない農家には補助ができない。</p> <p>農業従事者の高齢化に伴い、設置した防除柵や防除ネット等の地域での維持管理が徹底されてない。</p> <p>高齢化や獣による被</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | 害の増加で、自家消費農家の数が減っており、耕作放棄地の増加が問題視されている。 |
|--|--|---|

(5) 今後の取組方針

整備事業等で導入した防護柵等の維持管理については地域住民が主体となり維持管理を徹底していくこととし、場合によっては市も協力して効果的に農地の鳥獣防除を行う。

実施隊に対しては可能な限り交付金拠出等を行い、有害鳥獣捕獲・特定鳥獣適正管理事業等により加害鳥獣を効果的に捕獲し指定管理鳥獣の数を適正頭数に減少させ被害の減少を目指す。ニホンザルについては、一般的な銃やわなでの捕獲は難しいものがあるので今後群れを纏めて捕獲できるような体制作りが必要となる。

また、近年個人消費のための小規模な農地も被害が増えているため、個人への防除ネット補助の周知も拡大していくこととする。

また、わな免許保持者を増やすため、狩猟免許のさらなる周知を広報等を利用し行いたい。アライグマに関しては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき適正な防除を行いたい。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「大月市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊は市長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。

実施隊員は、①産業観光課長及び市の職員のうちから市長が指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者（非常勤職員）のうちから市長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者の中から、市長が指名又は任命する。

ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し適正な捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---------------------------------|---|
| 令和5年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | ○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。 ○わなを購入し防除を行う。 |
| 令和6年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | ○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。 ○わなを購入し防除を行う。 |
| 令和7年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | ○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。 ○わなを購入し防除を行う。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| <p>○イノシシ 市内全域での生息及び被害が報告されており、過去の捕獲実績から耕作地周辺に出没する個体数を極小化することを目的とする。 捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定する。</p> <p>○ニホンジカ 近年は人家周辺での目撃情報等が寄せられており、全県的な個体数増加傾向も踏まえ、本市においても予防的に個体数を調整することを目的とする。 捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定する。</p> <p>○ニホンザル 被害の状況に応じ、加害個体を中心に捕獲を進められることを目的とする。 捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定する。</p> <p>○アライグマ 山梨県アライグマ防除実施計画に基づき完全防除とする。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画頭数等 [頭] | | |
|-------|-------------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 100 | 100 | 100 |
| ニホンジカ | 200 | 200 | 200 |
| ニホンザル | 50 | 50 | 50 |
| アライグマ | 完全防除 | 完全防除 | 完全防除 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>捕獲についてイノシシは市内全域の耕作地周辺、ニホンジカは市内全域の山林内等、ニホンザルは七保地区中心にほぼ市内全域の耕作地周辺とし、大月市鳥獣被害対策実施隊員（以下実施隊員）による銃器及びわなを併用する。</p> <p>人家周辺など安全面及び効果面からわなの設置が望ましいところはわなによる捕獲を積極的に行うこととする。</p> <p>アライグマについては、箱わなによる捕獲とし、実施隊員、わな免許保持者・講習修了者などの有資格者による捕獲を行う。</p> <p>実施時期について有害捕獲は、被害発生に応じて随時実施し、個体数調整のための管理捕獲についても必要に応じて実施を検討する。</p> |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|---|
| <p>ライフル銃の所持許可を受ける事ができる特例に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>警戒心の強い対象鳥獣の捕獲には射程距離が長く、威力も高いライフル銃の使用が一定の効果を発揮することが多々ある。また、近年は対象鳥獣の市内での目撃情報も増えている。このため、追い困いでの捕獲・駆除が可能となる場合は許可期間において、その活動にあってはライフル銃による捕獲を可能とする。</p> |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 大月市 | 該当なし |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------|---|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ ニホンザル | 山梨県事業にて鳥獣害防止施設が整備される(一部既にされている) 予定である。 また、市の事業として一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。 | | |
| アライグマ | 市の事業として、一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。 | | |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|---------------------------------|--|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | 事業等で導入した防護柵は、地域住民が主体となり定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底するよう指導する。 個人で導入した防護柵についても、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。 | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

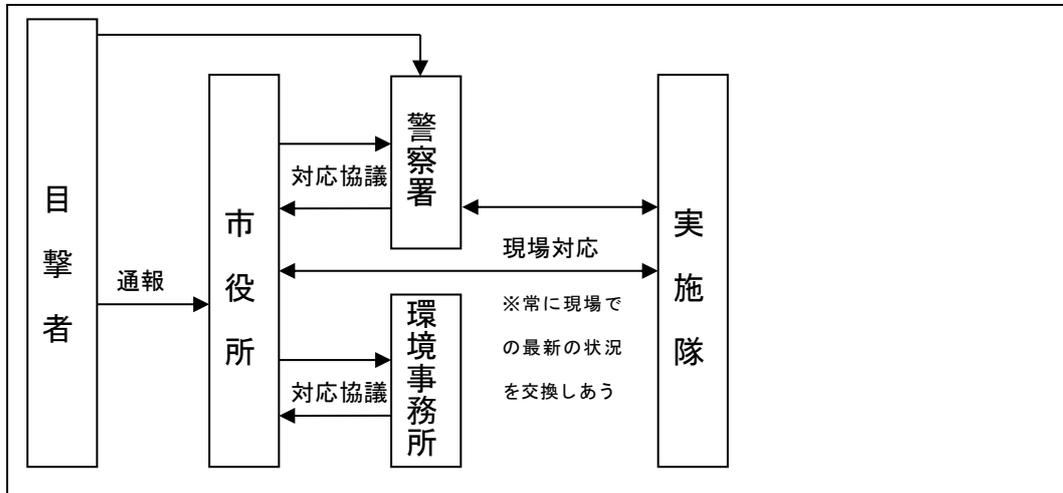
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|---------------------------------|------------------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | 放任果樹の除去の周知徹底をする。 | | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------|----------------------|
| 山梨県 | 平時・緊急対処に対する助言 |
| 大月警察署 | 緊急対処に必要な銃火器の使用判断及び許可 |
| 大月市 | 平時・緊急対処に関する判断及び指示 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 平時・緊急対処の実働 |
| 関係機関等の名称 | 役割 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した鳥獣については、適切に処理（埋却等）する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 食品 | ・現在は捕獲した鳥獣を食肉として利用はしていないが、検討中である。 |
| ペットフード | ・現在は捕獲した鳥獣を食肉として利用はしていないが、検討中である。 |
| 皮革 | ・現在のところ予定なし。 |

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等) | ・現在のところ予定なし。 |
|-------------------------------------|--------------|

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--------|
| 整備予定なし |
|--------|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|------|
| 予定なし |
|------|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 大月市鳥獣害防止対策協議会 |
|--------------|-----------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 大月市農業委員会 | ○被害状況等の情報提供 |
| 山梨県東部猟友会大月支部 | ○捕獲従事者 ○生息情報等の情報提供 |
| クレイン農業協同組合 | ○被害状況等の情報提供 |
| 大月市森林組合 | ○被害状況等の情報提供 |
| 鳥獣保護員 | ○捕獲に関する助言 |
| 鳥獣害防止技術指導員 | ○被害防止に関する助言 |
| 富士・東部農務事務所 | ○農業分野における技術的助言 |
| 富士・東部林務環境事務所 | ○林業分野における技術的助言 |
| 大月市 | ○事務局 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------|-------------|
| 富士山科学研究所 | 有害鳥獣関連の情報提供 |
| 山梨県総合農業技術センター | 有害鳥獣関連の情報提供 |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 富士山科学研究所 | 有害鳥獣関連の情報提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|-------------------------------|
| ○活動内容 ・鳥獣の被害防止に関する活動に関する業務 |
|-------------------------------|

- ・ 地域住民と連携した追い払い活動に関する業務
- ・ 鳥獣の捕獲、駆除に関する業務
- ・ 鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要がある業務
- ・ その他、鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務

○規模

- ・ 被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者
- ・ 産業観光課長及び市の職員

○構成

- ・ 隊長は、産業観光課長をもって充てる。
- ・ 副隊長は、隊長が指名する隊員をもって充てる。
- ・ 隊長は、実施隊の業務を統括する。
- ・ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。